

障害者雇用促進法改正法の施行について

1 平成 17 年 10 月 1 日施行

○ 助成金制度の見直し

- ① 職場適応援助者助成金の創設
- ② 障害者介助等助成金の改善
- ③ 障害者雇用継続助成金を、障害者雇用納付金制度による助成金に統合 等

○ 特例子会社に対する調整金・報奨金の支給

特例子会社がある場合には、特例子会社が、調整金・報奨金を受給することを選択できるようにする

○ 障害者雇用促進施策と障害者福祉施策との有機的な連携

国及び地方公共団体は、障害者の雇用促進施策を推進するに当たって障害者福祉施策との有機的な連携を図るものとする

○ 障害者職業センターと医療関係者との連携

2 平成 18 年 4 月 1 日施行

○ 精神障害者に対する雇用対策の強化

精神障害者（精神障害者保健福祉手帳保持者）を各企業の雇用率の算定対象に加える（法定雇用率は現行（1.8%）通り） 等

○ 在宅就業障害者に対する支援

在宅就業障害者又は在宅就業支援団体に仕事を発注する事業主に対して、障害者雇用納付金制度において特例調整金・特例報奨金を支給する 等

○ アビリンピックに係る業務を納付金関係業務として実施